

第3期上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（案）

1 方針

（1）計画の位置づけ

まち・ひと・しごと創生法第10条及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、「人口ビジョン」及び「デジタル技術の浸透・進展」を踏まえるとともに、上山市における地方版総合戦略「第3期上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という）を策定するもの。

また、第8次上山市振興計画（以下「振興計画」という。）と整合性を図るとともに、毎年振興計画推進会議において検証を実施する。

（2）計画期間

国の総合戦略の期間が令和5年度～令和9年度の5か年となっていることと、振興計画前期基本計画の終期が令和9年度であることをふまえ、国や県の次期計画の動向と、振興計画後期基本計画の施策を反映するため、計画期間を令和7年度～令和10年度の4年間とする。

（3）人口ビジョン

振興計画の将来指標にも設定しているため、当該指標に合わせることで、人口ビジョンにかかる現状分析については、振興計画策定時に活用したものを利用する。

また、委託事業者の支援を受けながら、人口の目標値に達成のためのアプローチとして、出生数・出生率、社会動態の改善等の詳細分析を行う。

（4）地域ビジョンの設定

地域それぞれが抱える社会課題の解決を図るため、自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、地方版総合戦略を改訂するよう努めるとされていることから、振興計画に記載されている将来都市像の考え方を基本に検討を行う。

（５）施策の基本的な方向

デジタルの力を活用しつつ、

- ①魅力的な働く場所をつくる
- ②人の流れをつくる
- ③安心して子どもを産み育てられる環境をつくる
- ④魅力的な地域をつくる

を柱だてとし、振興計画のリーディングプロジェクト（参考資料１）を中心に、前期基本計画に即すことを基本としつつ、新たな考え方も積極的に取り入れていくこととする。

国の総合戦略における施策の方向には、『デジタル実装の基礎条件整備』に関する施策や KPI が位置付けられているが、市町村計画における位置づけは義務ではなく本市は DX 推進計画を別途策定し施策や KPI を設定しているため、本総合戦略には記載しないこととする。

また、関連する施策・事業を記載するとともに、数値目標・重要業績評価指数（KPI）を設定し、また、デジタル田園都市国家構想交付金等を予定するものは漏れなく記載する。

加えて、企業版ふるさと納税の活用については、税額控除の特例措置の適用期限令和６年度までとされているが、現在国で再度期限の延長が議論されている。企業版ふるさと納税を活用するためには、総合戦略を基にした地域再生計画を作成する必要がある、同制度の活用を前提とした総合戦略とするため、企業版ふるさと納税の活用が見込まれる事業については幅広く記載を行う。

（６）策定スケジュール

令和７年２月を目指す。 資料３に記載のとおり。

（７）意識調査

前回策定時同様、子育て環境等や転入・転出、就職に関するアンケートを実施する。→令和６年７月～８月に実施済。

資料４－１、４－２、４－３参照

２ 体制

庁内組織である「第３期上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」にて策定する。また、有識者等の意見を幅広く聴くため、「第３期上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」（産官学金労言士デジタル）を設置する。 参考資料２参照